

平成22年度第6回支援会議

平成23年2月10日午後2時00分

区役所本庁舎6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、関口委員、野口委員、的場委員、竹内委員、伊藤委員、
村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

久塚座長 あと残すところ、これともう1回ということになりましたけれども、最後、いろいろまとめの作業と、それから次年度の見込みに向けた作業が重なっているような形で入っています。本日定足数に足りています。

では、議事の（1）のその前に資料の確認をお願いします。いいですかね。

事務局 はい。本日お配りしています資料は資料5まであります。

まず、資料1が「平成23年度『協働推進基金』NPO活動資金助成実施要領（案）」。

それから、資料2が「新宿区NPO活動資金助成の手引き（案）」。

それから、資料3が「NPO活動資金助成の対象団体要件の緩和について」。

資料4、「平成22年度新宿区協働事業評価報告書」の案です。

それから、資料5が二つに分かれておまして、①と②とございます。①が協働事業自己点検シート（案）、②が協働事業相互検証シート（案）になっております。

それから、資料のほかに配付物がございます。まず、「シンポジウム思春期の子どもと向き合う」、これは協働事業提案制度で行っている思春期の子育て支援の講座、今、一通りの各コースの講座は終わりました、その総まとめのシンポジウムを2月19日の土曜日に戸塚の地域センターで開催しますので、お時間ある委員の方はぜひ見に行ってください。

それから、非行克服支援センターのほうから報告書「講座だより」が二つほど来ておりますので、それを添付してございます。それから、クリーム色のチラシが、NPO活動支援講座のご案内です。「NPOのための助成金獲得講座」というのを2月19日に行います。

それから、もう一つ、やはりこれもNPO活動支援講座のご案内で、「NPOのための個人情報管理講座」というのを、牛込笹笠地域センターで3月1日に実施しますのでそのご案内になっております。以上ですが、不足のものはございませんでしょうか。

久塚座長 大変よく頑張っておられますね。では、そろっているということですので、

議事に入っていきます。第1番目、23年度の「協働推進基金」NPO活動資金助成についてです。では、事務局、お願いします。

事務局 では、1番の議事に入りたいと思います。この1番の議事なのですが、大きく二つの項目をご検討いただくようになります。まず一つが、資料1、2を用いまして、助成要領とNPO活動資金助成の手引き、これが3月15日に広報に出しまして募集を実際に開始いたしますので、こちらを確定させたいということがまず1番目。

それから、もう一つが、資料3を用いまして「NPO活動資金助成の対象団体要件の緩和について」ということで、事務局からの案をまとめさせていただいておりますので、こちらのご審議をいただくという、大きく二つお決めいただくことがございます。

それでは、資料1と資料2のご説明に入っていきたいと思うのですが、その前にご報告ということで、先日、このNPO活動資金助成の申請事業のレベルアップを図るために、募集に先駆けまして2月4日と、2月8日にNPO活動資金助成審査員による講演会を開催させていただきました。2月4日は伊藤委員にご登壇をいただきまして、「助成金を活用した事業展開」というテーマでご講演をいただきまして、それから2月8日は宇都木委員にご登壇をいただきまして、「求められるNPO活動とは」というテーマでご講演をいただきました。本当にありがとうございました。

地域調整課長 ありがとうございました。

事務局 大変好評な講演会になりまして、参加者も去年よりも多くなっていて、2月4日は12団体で13名の方がご参加いただいております。それから、2月8日は10団体お越しいただきまして、同じく13名の参加ということで、延べ26名の方にご参加いただいております。2回とも聞いていただいた団体さんもいらっしゃいますので、個の団体数としては13団体という形になっております。まずはご報告ということで、本当にありがとうございました。

それでは、資料1、2のご説明に入っていきたいと思います。資料1の『「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領』につきましては、前回助成率の改正と新事業立上げ助成の助成限度額の改正についてご審議をいただきまして、この要領案でおおむねご了解をいただいたところです。

今日配付させていただいたものを最終案として実施をしていきたいというふうに考えております。前回ご提示させていただいたものから変更になった部分についてはページ数がついていないのですが、2枚めくっていただいた裏面の公開プレゼンテーションの実施日、

前回5月19日の木曜日で提示させていただいたのですが、団体側の準備をする期間をなるべく多くとろうということで、5月23日月曜日に変更をさせていただいています。こちらが前回からの修正部分ということになっております。

それからもう一つ、資料2として配付させていただきましたものが「新宿区NPO活動資金助成の手引き」というものになっておりまして、こちらが実施要領に合わせてNPO法人登録ですとか、それから申請書の具体的な書き方の記載例などをご紹介します、この助成申請を行う団体向けに手引き書として配付をする冊子になっております。

実施要領の公開に合わせてホームページでも公開をしますので、3月15日にはこちらの内容で出したいというふうに思っているということで、本日この内容についてもご確認をいただきまして確定していきたいというふうに思っております。

昨年度からの変更箇所をご説明したいと思います。大きくは4ページになりまして、こちらに助成できる回数、4番のところなのですが、今年度から、昨年度は経過措置で既に3回以上助成を受けている団体も申請できるものとしておりましたが、今年度から本格的にこの助成回数の制限が入りますので、助成できる回数ということで助成回数の制限の条件をこちらの中に盛り込ませていただいております。

それから、あと全体的なタイトルなどについてなのですが、せんだって座長のほうからアドバイスをいただきまして、少し団体さんが読みやすいようにタイトルの部分をもう少しソフトな形に修正してはどうかというようなアドバイスをいただきまして、少しタイトルの名称を変えております。

例えば2ページ目で行きますと2番目、ここは「登録できる団体」としているのですが、以前は「登録団体要件」というような表現をしておりました。それを「登録できる団体」、あるいは「登録手続きの流れ」というようなことで、少しソフトな形で項目の名称を修正させていただいております。

それから、9ページ目のところになりますが、「その他」ということで、このIV章の「その他」には実際の記入例とかをご紹介します章立てになるのですが、そこが明確にわかるように扉のページを1枚入れております。

この中で、こちらも座長のほうからアドバイスをいただきまして、24ページが一番最後のところになりますが、申請をする団体がどの程度の競争率なのかというのが毎年やはり問い合わせもありますし、通りやすいものなのかどうかというのを判断する一つの参考になるだろうということで、NPO活動資金助成年度別助成実績ということで、平成16

年に制度が開始してからの申請件数とプレゼンテーションに進んだ団体数、それから助成団体数について掲載をさせていただいております。

このうち、先ほど座長との打ち合わせの中で、22年度のところが二段構えになっちゃっているのですが、ここは合計を一行に載せて8団体、8団体、7団体というような形で、内訳として新事業立上げ助成を表現できるような、1行にしたような形でここはちょっと本番までに工夫しておきたいというふうに思っております。

ご説明については以上になります。

久塚座長 2日前に事前の打ち合わせに来て、今までの資料2のほうから言うと新しい団体を発掘していきたいけれども、書式が面倒なのか、団体要件が厳しいのかいろいろ考えられる中で、こういう冊子も少しお役所カラーを薄くしたほうがいいのではないかなという話で、見出しに当たるところも何とかの概要とかいうものをもって、何とかについてみたいな形に全部、すべて置きかえてみてくださいということを話し合いの中で結論として事務局と得たので、太急ぎでつくってもらいました。

最後の表も問い合わせの中にどのぐらいの団体がどうだったか、あるいは伊藤委員と宇都木委員の講演のときもそうだったと思うのですが、何で去年は少なかったのですかという質問もあったらしいのです。そういうことを聞くと、これは情報として当然公開しておくべきものなので、この冊子にも入れてはどうかと。今日つくってもらったのですが、6と2というのはあまりにも少なく見えるから、これを底上げしてせめて8ぐらいにしたいので、箱のつくり方を変えて8に見えるように今工夫、中身は一緒なのですが、多少やわらかくというのは、どの委員かがおっしゃるようなことかなと思っていたのですが、ほどよくここまで少し手を入れてみました。

それから、資料1は日にちが変わっただけです。前回は19日にしたままで原案を掛けてしまいましたけれども、一次と二次のプレゼンテーションの間をどうするのかということを考えて、一次選考がずれたということとの関係で後ろにずれているという日程で、前回の会議の終わりのあたりで事務局から口頭でお諮りしたのが最終的に実施要領の案として形になったということです。

この2点について何かありましたら、また後日ご指摘いただいて、反映できるものは反映させていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、議題の(1)のうちの前半の部分ですね。それから、資料3を使っているものについて、もう一度事務局、お願いします。

事務局 では、資料3のことに入っていきたいと思います。こちら、対象要件の緩和の実施方法について、おおよそこういう考え方で進めていっていいかどうかというのを確定させていただくために、資料3のご提案を出させていただいております。

以前にこの会議で提案をさせていただいていたところなのですが、NPO活動資金助成の対象要件の緩和につきまして、その実施方法について事務局等で検討した結果、この資料3のとおり実施したいと思っております。

これの背景には、新宿区では平成20年度から23年度までの4年間に、区が優先的に推進していく事業をまとめました「第一次実行計画」というのを出しております。この「第一次実行計画」の中で、「協働推進基金を活用したNPO活動資金助成」につきまして、「幅広い団体への育成を目的に登録団体要件の緩和を検討します」ということで公表をしております。

こちらの具体的な実現方法についてのご相談ということになるのですが、この実現方法について資料3のとおりということになりますが、ここでまず検討対象になってきます区内の非営利団体、対象を広げたときに検討対象になるような非営利団体というのはかなり多くの種類がありますので、まずはそれぞれの特徴ですとか、それから実態について個別にちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

久塚座長 これはずっと以前から検討課題になっていたもので、具体的に、では、何をどうなのかという、その可能性として広げたときに何がどう起こるかということ、ここに掲げた幾つかの団体の制度的な側面とか量的な側面を加えて事務局にご説明をしていただくということで、どちらの方向を向いていこうかということを考えていきたいと思いません。続きを事務局、お願いします。

事務局 では、こちらの2番のところ掲げています区内で活動する主な非営利団体ということで、それぞれ法人格と任意団体の種類を出させていただいているのですが、それぞれどういった数があって、どのような性格を持ったものかというのをちょっと個別に最初にご説明させていただきたいと思います。

まず最初は、NPO法人ということで、現在NPO活動資金助成の対象になっているのはこのNPO法人のみになっております。内閣府認証と東京都認証のNPO法人が新宿区内にはありまして、区内の法人数は現状で749法人ございます。新宿区への登録団体数というところで言いますと現在91団体ということになっております。

次に、一般社団法人・財団法人、これ、ちょっとまとめてご説明させていただきます。

この一般社団・財団法人というのは、平成20年12月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」というのが施行されまして、この法律に基づいて設立された法人になります。NPO法人とか従来型の公益法人とは異なりまして、公開義務とか主務官庁がありませんので、新宿区内にどれだけの法人があるということを正確に把握するのは非常に難しいものになっております。

また、特徴としまして一般社団法人の場合には、設立時に最低限2名以上の社員が必要なのですが、設立後についてはそのうち1名が抜けても運営ができるということで、最終的に1名の役員であっても運営できる法人ということになっております。

一般社団法人・財団法人ともに剰余金の分配を定款に定めると、その取り決めは無効になるということから非営利型法人という扱いになりますが、事業内容には特に制約がNPOのようにありませんで、非常に自由度が高い法人になっております。

また、この法人の目的については、いわゆる公益的な目的だけではなくて、一定の業界の支援ですとか、それから同窓会みたいないわゆる共益目的を持った団体でも設立が可能であるというような特徴を持っています。

また、一般社団法人の中でも一定の要件を満たした場合、例えば親族数が3分の1未満とか、そういった要件を満たした場合には、法人税法の施行令で非営利徹底型一般社団法人として税制上の優遇を受けるようなこともできるような特色を持っています。

区内の一般社団法人・財団法人がどのぐらいあるかというようなところなのですが、実際に設立登記をされた件数については、関口委員にも教えていただきまして、法務省に照会することで区内の設立件数は把握することができました。平成20年12月の法律の施行後、一般社団法人の設立件数については去年の9月末現在なのですが、設立件数累計で176件、一般財団法人は設立数で53件という、新宿区内にそれだけ設立されたというような集計結果が出ております。

一般社団法人・財団法人の業態、どんな性格の法人が多いのかを調べてみますと、いわゆる社会的な弱者の方などを支援するような支援型の法人も非常に多いのですが、その次ぐらいに一定の業界を支援するような業界団体、それから専門家や技術者などからなる職能団体、こういったものが多くを占めているというような現状です。

続きまして、公益社団法人・財団法人についてなのですが、これは後ほどご説明する特例民法法人とか、それから先ほどご説明した一般社団・財団法人のうち「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」によって公益認定を受けた法人になっております。

現在、新宿区内にある公益社団法人は11法人、公益財団法人については26法人ということで、23年の1月現在で11と26の法人がごございます。

それから、社会福祉法人。こちらは社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法で定めるところにより設立された法人なのですが、1月現在で区内にある社会福祉法人の数は33法人となっております。

次に、特例民法法人についてです。こちらは平成20年12月に施行されました新公益法人制度が施行される前に設立された社団法人、あるいは財団法人、こちらを総称して特例民法法人と呼ばれております。これらの法人については、平成25年11月末までは従前どおり社団法人・財団法人と名乗ることができるようになっております。それまでに一般社団・財団に移行するか、公益認定を受けて公益法人化するか、あるいは解散するかというようなどころになってくるというものになっております。

これは新公益法人制度施行前の数字が最終値で残っておりまして、21年12月現在での区内の特例社団法人については208法人、特例財団法人については233法人、新宿区内にごございます。

業態としては一般社団・財団と傾向は同じような形で支援型法人もありますが、業界団体、職能団体などが多い傾向がごございます。

次に、任意団体・ボランティア団体の部分にご説明を移りたいと思います。まず、法人格を持たない社会貢献活動を行う団体について、ボランティア団体というような言い方をさせていただいておりますが、いわゆるこれは法人格を持たない任意団体であるので、新宿区内にどのぐらいの数があるのか把握が難しいものではあります。ただ、新宿区の社会福祉協議会ではこれらの任意団体も含めた形で助成金を出しておりますので、そこでおつき合いのある団体数は約150団体と伺っています。そのうち約半分ぐらいの団体は会則を持っていないということでお話を伺っているところです。

次に、町会です。こちらは平成22年8月現在、新宿区には11の地区町会連合会がありまして、これの参加基礎団体、いわゆる各町会数は201という形になっております。

それから、もうある程度皆さんご存じだと思いますので細かい説明は避けませんが、特別出張所ごとに地区協議会がありまして10の地区協議会がごございます。

それから、それ以外に区内の任意団体の非営利団体といいますとPTA。こちらが学校ごとにありまして、全部で区内に約40。それから、高齢者クラブ、こちらが124。それから、商店会、こちらは新宿区商店会連合会の加盟団体数ということになりますが、9

3 商店会です。それから、青少年育成委員会については出張所ごとに委員会がございますので、区内で10の青少年育成委員会がございます。

これ以外にも任意団体では地域センターの管理運営委員会ですとか、そのほかにもいろいろな性格の団体がございます。

これらの非営利団体の中でNPO活動資金助成としてどこまでその対象を広げていくかということについて、私どものほうで検討させていただいた結果が3番の「対象団体要件緩和の実施方法（案）」ということで出させていただきます。

この3番の（案）に持っていった理由としては大きくは二つございます。まず一つ目が、やはり助成金という形での税金の投入を行いますので、やはりその組織の基盤がしっかりしている法人格に限定をしたいということがまず1点。

それから、2点目としましては、この登録NPO法人制度自体の対象要件を拡大するのか、それとも登録団体制度と分離するのかという話なのですが、登録NPO法人制度における登録要件の拡大を行うと、実はこの登録NPO法人になりますと、区内10カ所ある地域センターの利用登録団体として利用できるということで、一般の団体さんよりも優先して利用することが可能というようなメリットがもう一つこの登録制度にございまして、その要件を満たすこととなりますので、この登録NPO法人制度とは分離をしていきたいというふうに考えております。

以上の大きく2点の理由からこの3番の案を出させていただきます。まず実施方法（案）ということで、①緩和により対象に含める非営利団体は以下の法人とするということで、限定列挙の形ですが一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、この五つの種類の法人に限定して対象に含めるという形にしたい。

それから、2番目、上記法人については、新宿区NPO活動団体登録制度とは分離して、所定の要件を満たす場合に申請できるものとするという形にしたいというところです。

具体的な例としてNPO活動資金助成対象団体を募集するときどういう要件になるのかというのを例示でまとめさせていただきました。こんな感じになるかと思うのですが、次のいずれかに該当する法人としまして、まず新宿区に登録したNPO法人。もしくは②、主たる事務所及び活動拠点が新宿区内にある一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人で所定の要件を満たす法人。このような形で具体的な要件等を検討していくという方向性でいかかということを考えております。

実施年度としましては、第二次実行計画、平成24年度以降の実行計画に盛り込みたい

と思っておりますので、実施としては平成24年度以降。このため、特例民法法人については、平成25年の11月には一般に移るか、公益に移るか、解散するかのいずれかという形になりますので、対象に含める団体のところには挙げていないという形をとっております。

この提案について本日ご意見をいただきまして、方向性としておおむねご了解をいただけるようであれば、対象要件の具体的な内容、それから提出書類ですとか、審査方法などについて、今後具体的な検討をしていきたいと考えております。

ご説明は以上になります。

久塚座長 はい。今、事務局のほうから説明したとおりでつけ加えることはありませんけれども、最初の説明、法人格を有する団体と任意団体について、なかなか事務局も要領よくまとめてくださって、実数もある程度つかんでくださったので十分理解できたかもしませんが、さらにこれらを含めて質問というのがありましたら最初に聞いてみまじょうか。はい、どうぞ。

村山委員 まず、拡大するのはいいと思うのですけれども、助成金が名称との整合についてどのように考えていらっしゃるのかというのが一つ。

それから、何名以上を対象団体と認めるか、その二つだけ教えてください。

事務局 わかりました。まず、NPO活動資金助成というこの制度名称自体は変えないということを考えています。これはNPOというのはいくらかとらえた意味で解しまして、もともとノンプロフィットということなので、非営利活動団体を広く総称してNPOというような解釈で考えようかなというふうに事務局としては考えております。

それから、あと人数的な要件なのですが、先ほどのご説明と重複してしましますが、社団法人についてはそれこそ設立後は1人でも運営が可能というようなことになってきますので、団体として動いているのか、個人で動いているのかというようなものも恐らく出てくると思います。そのあたりでやはり人数的な要件はある程度課していく必要があるのかなというふうには考えております。

例えば地域センターですと5名以上の団体、あと新宿区民活動支援サイトのキラミラネットでも5名以上で構成される団体というような要件を課していますので、恐らく5名以上が適正なのかどうかというのは皆さんにまたご意見をいただきながらということになりますが、人数的な要件は具体的な検討の中で行っていきたいというふうに考えています。

久塚座長 いいですか。

村山委員 はい。

久塚座長 ほかにちょっと聞いておきたいこと、中身の議論の前に。はい、宇都木委員。

宇都木委員 これ、具体的に広げるのだとすれば、生活協同組合も。実際に出すかどうかは別にしてもやっぱりかなり。

久塚座長 協同組合方式のものというふうに。

宇都木委員 うん、協同組合ね。

久塚座長 農協とかそういうもの。

宇都木委員 うん、だからいわゆる生活協同組合。今、代表的なのは幾つかありますけど、そこまで広げるのなら、申請を出すかどうかはわからないけど。

久塚座長 自分たちで仕事をして、ワーカーズのような。

宇都木委員 うん、ワーカーズだとかそういうのに。

関口委員 生協は厳密に言うと、非営利と言えるのですか。

宇都木委員 非営利ですよ。

関口委員 剰余金の分配ができるじゃないですか。その組合に出資した人に。

宇都木委員 できないの。返すだけの話だ。

関口委員 生協ってできないのですか。

宇都木委員 うん、配当をしているところはあるけれど。

伊藤委員 分けているわけですよ。

宇都木委員 もうかったからと言ったってそれを、出資金だから。

関口委員 いや、出資金したものに配当はないですけど、剰余金の分配はたしか認められているはずなのです。

宇都木委員 それは配当に対する、配当比率に分配するというので、株式会社の株式配当とは全然違う。そういうのは認めないということになっているのだ。

入れなくてもいいのだけど、広げると言うからにはそれなりの対象となる非営利法人に広げることのほうがよい。実際にあるかどうかわからないけどね。

久塚座長 法人格を持つ非営利のものの可能性があるものを全部さらっていくというイメージに向かっていくのか、限定的にこれぐらいでやってみるのかということですね。

非営利の任意団体は当面この助成事業の対象の外に置くということでもいいですよ、進め方は。

宇都木委員 うん。

久塚座長 法人格を有する中のもので非営利で、趣旨としてどうなのですかね、この活動資金助成の趣旨との関係でどういう形でどう広げることが。

伊藤委員 広げるのはいいのだけど、これだけ広がっていった申請がいっぱい出てきたとき資金的なものが対応できるのかどうかということ。今は少ないからいいけど、今の倍出てくれば400万ぐらいすぐなくなっちゃうから、そうすると今度は相対的な評価に移るのか、今まで絶対的な評価でやっているわけだから、20や30の申請が出てきたときにどうするかを考えておかないと、拡大するのはいい。

久塚座長 では、伊藤さんは。

伊藤委員 基金を1,000万だとか2,000万だとか出せるようになれば、こういう団体を入れていってもいいけど、50団体の申請が出てきたりすると、結構財団ってしっかきしているでしょう。

事務局 そうですね。

伊藤委員 ねえ、そこが20出てきたらどうするのだと。相対評価に移るのか。

地域調整課長 このフレームが400万しかありませんから、400万が限度です。

伊藤委員 うん。そうしたら拡大する意味ってあまりないよね。

地域調整課長 ただ、今現在執行率が低いのと、回数制限を設けていますから、先細りになってくるのではないかという危惧があるので、対象団体を広げていこうかという、根底にはそこがある。

久塚座長 2通り、今、課長さんが言ったのと、こういうことで言うとあまり制限しないで新宿区の外でも何でもという、できれば可能性としてどんどん広げたほうがいいのではないのかという考え方、その三つ、四つを組み合わせると一挙に広げることにはできないから安全に安全に広げていこう。

伊藤委員 それともう一つの考え方は、NPO団体は結構ちっちゃいじゃない。そこと、この財団とが同じ点数になったときにどうするの。僕はNPOのほうにやりたいなという気がするわけだよね、小さい団体に。そこら辺をどうしていくのかなという気がするのだよね。NPOが全部外れて財団ばかりが受かってしまったら、そっちの危惧のほうが多いんじゃないかな。

久塚座長 大きいのが出てきてかさうという心配もあるでしょうけど、このまま回数を制限していくと確実に10年たつと申請がなくなるというか枯渇していく可能性はもう100%近い形で出てくるわけですね。

宇都木委員 実際は、公益社団とか公益財団とか社会福祉法人で活動資金助成に申請するようなどころはもうつぶれちゃうところだから対象外なのだ。

だって、社会福祉法人が社会福祉法目的でやる特典がいっぱいあって、それで50万事業助成しなきゃいけないなんて、それで社会福祉法人なんか、可能性は全然ないというふうに言ったほうがいいのだけど、まあ、見た目をよくするためのことだと思うけど。公益法人、公益財団がこんなところに助成申請してくるようだったら公益じゃないものなんていうのはあるよ、一般的に言えば。そのぐらいだから、皆さんの心配もわからないわけじゃないから、対象を広くしたよというのは、それはいいだろうけど、実際問題はそうだろうと思うよな。

久塚座長 議論を聞いていておもしろいなと思うのは、この議題が始まったころは各委員が全部広げろと言う、新宿区以外のところじゃない、もう全部何でもいいのだというのが強かったけど、事務局と一緒にあって、さあ、広げろと言うと、意外と広げたらどうなるのという意見が出てきた。

宇都木委員 いや、新宿区内に事務局がなくても、新宿区民を主たる対象にしていろいろな活動をしているNPOは認めると、それは構わないのだと思うのです。

久塚座長 だから、今、宇都木委員、やっぱりうまく持ってきてくれたのだけど、こういう制度上の要件の緩和じゃなくて、地区割りの緩和みたいなほかの広げ方もあるだろうみたいな議論に多分行くと思うのです。

宇都木委員 新宿区に主たる事務局がなくても、活動がそこに相当あるということが認められればそれはそれで私はいいと思うけど。

久塚座長 それはなかなか難しいのです、事前のところでもそういうふうに。だから、NPO法人一本でやっちゃって、審査の中身として新宿にどれぐらいコミットできているのかということを立てていただくというような形で審査するしかないと思う。

宇都木委員 そうですね。それは活動内容で精査すればいいと思うのだけど。

関口委員 あまり法人格で差別するのはどうなのかなと思うので、今回のこのNPO法人、一般社団・財団、公益社団・財団、社福というのは広げてもいいのではないかなと思います。むしろ学校法人とか更生保護法人が入っていないのは何でかなと思いましたけど。

あと、座長や宇都木委員がおっしゃったように、むしろNPO法人については新宿区内でどうのこうのというところをちょっと緩和するとか、あとはどうしても新宿区内で活動の実績があることと言うと、ほかの区で結構実績を上げているのだけれども、これから新

宿区にも進出してと言っちゃあれなのですが、日本からグローバル企業が中国へ進出するように、NPO法人は今までは中央区でやっていたのだけど、これから中央区で成功した取り組みを新宿区でも展開したいと。だから、そこをぜひ助成くださいというところが受ける助成金がないじゃないですか、新宿区の実績がないから。

宇都木委員 あまり難しく考えないで事務所を新宿区内につくればいいのだよ。

関口委員 いやいや、そんなペーパー事務所ばかりふえたってしょうがないじゃない。

宇都木委員 だから、それしか今は対象にならないのだから。

関口委員 今の条件だとそうなってしまっているの、企業誘致と一緒によい活動をしているNPO法人を広く新宿区に誘致してくるというような視点も大事なんじゃないかなと思っていたのだけれども。

の場委員 でも、それは新事業立上げ助成のほうに回れば、ほかの区でやっていたことを新宿区でやります的なことで成り立つということですよ。

関口委員 まあ、そうそう、そういうこと。まさにそういう団体にこの新事業立上げ助成をという形ですね。

宇都木委員 事業助成だものね。新規と言うより事業助成。

久塚座長 いや、学校法人がどうのこうのってなってくるとすると、それはいいのですが、では、それを入れたら次はどうなのだみたいなのが幾らでも出てくるのでちょっと、24年度実施に向けて、これ、この案を今日どうしてどうこうというのではなくて、いろいろな手続がもうその先にあるので、方向としてこういう形で検討していく。

具体的に精査しなければいけない項目がたくさんあるのです。もうちょっとこういうことも加えてみたらどうかということであれば、具体的に何々法人はどうかという提案じゃなくて、ここに挙げられた法人格を持ったものだけじゃなくて、ほかに可能性があるものはないか検討してみたらどうかというような意見に変えていいですかね。そうしないと、個別具体的なのが出てくると宗教法人がどうだこうだ云々と、多くの対象が出てくる。

任意団体についてはもう仕方がないですね、早稲田のサークルなどは3,000とか4,000とかあると言われてはいるけど、実態はわからない。1人でサークルというのは幾らでもあるので。公的に認定していくところの中で議論していきましょう。任意団体はもうちょっと待ってください。

宇都木委員 募集対象は規則に入れる？

事務局 対象は規則に入ってきます。

宇都木委員 では、ちゃんとしなきゃいけないな。

久塚座長 ええ。それとの関係がいろいろある中で、先ほど例えばその他の項目の中に活動というのはこれこれに言うものですよと附属資料で制度の縛りがいろいろくっついていっているものですから、ポリシーじゃなくてルールをつくらないといけない。

宇都木委員 わかりましたよ。だから、では、運用で何かカバーできるところは。少しでも工夫して。

久塚座長 だから、運用でカバーできるところと、もう制度に一部手を入れないといけないところというのはあるのです。事前に事務局がもうかなりガチャンと押さえてくれているので明確な形のを今、方向性として出してもらって。

では、一つの意見としては、要件緩和の中で非営利団体は以下の法人とするという五つ挙がっているのだけれども、そのほかに非営利団体として考えることができるかどうかということについてちょっと検討する会を。

宇都木委員 これ、十分時間があるんでしょう。

事務局 時間があります。

久塚座長 24年実施ですよ。いつまでにやらないといけないの。

事務局 24年度以降ですから、具体的に要領として出すのは24年度直前ですけれども、第二次実行計画として公表する書類を上げていきますので、それが大体今年の夏ぐらいには方向性を示すという形で。

宇都木委員 まだ間があるのだ。では、わかりました。

久塚座長 今度募集になるやつの次のやつからですね。

事務局 はい。

伊藤委員 事務局、一ついいですか。このNPOの活動資金助成対象団体のところの①の新宿区に登録したNPO法人というのは文句なくいいのだけど、次に書いてある事務所及び活動拠点が新宿区内。例えば活動拠点があるということは固定された、ハードがあるということ？例えば新宿区内の体育館だとかでやる場合。そこには登録なんてしないじゃない、書かないじゃない。主な活動としてどこでやっている、そういうのも含むのかな。

事務局 含まれます。

伊藤委員 だよ。そういうことであれば、場所は新宿区内を点々としてやってもいいわけだよ。

事務局 そうですね、はい。今、NPO法人登録要件に活動拠点と主たる事務所という

のがあって、いわゆる登記上の主たる事務所と実態としての活動の場所、それが新宿区内にあればという意味合いです。

宇都木委員 だけど、ワーカーズだとか、確かに生活協同組合なんてね、やっていることは。

久塚座長 あれも動きが一度盛り上がりかけて、また少しとまっているみたいですね。

宇都木委員 はい、わかりました、まあ、おいおいもう1回議論しましょう。

久塚座長 可能性として考えられるものを事務局と私も考えますけれども、皆さん方のほうでこういうのもどうかということについて、それで発言されたときにはどういう意味でこういうのもどうかと。制度的な縛りであるとか、その法人がどういうふうに活動をしている例とか、そういうのを具体的にプラスアルファで言ってくれれば、私どもも考えやすいので、何かそういうのも、そういうのをつけないとだめというのではなくて、そういうふうに積極的に拾ってきていただければ私どもも議論しやすい。いずれにしても限度が夏休み前という形になりますので、これをベースとしながら進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

では、資料3に。

地域調整課長 ちょっと座長よろしいでしょうか。例えば事務局案としてここに記載されている法人格を有する団体をまずターゲットにしたいと思うのですが、先ほど伊藤委員のほうから出た話の中で、NPO法人と例えば社福を比べた場合に体力差があるじゃないとか、そういうお話がありましたので、そこのところについては例えば具体的に採点するときにNPOのほうに少し加点するとか、そういうような形での工夫なんかもできなくはないと思うので、そこら辺も含めてこの支援会議の中でご議論いただければと思っております。

久塚座長 それは具体的な採点というか、採用のところでの活動助成という制度自体が、必ずしも大きな団体にお金をどうこうというような形のものじゃなくて。

地域調整課長 逆だと思います。

久塚座長 協働ということから考えるとやっぱり違うような形だと思うので、そういう理念みたいなのを具体化する採点方法を考えるということ。

地域調整課長 そうですね、この制度はNPOの助走期間ということで。飛び立つまでの支援ということで。そこら辺も加味していただいて採点基準等のご議論いただければと思います。

久塚座長 そうですね。大事な点なので、どうしてもハードというか厳しく採点していくと、こんなのもできないようではだめだよみたいな話になってしまうので、できるだけ底を上げていくような形のことを考えながら具体化していきたいと思います。どうもありがとうございます。

竹内委員 ちょっと一ついいですか。今の件は多分その所定の要件をつけるということになっているので、その所定の要件のところそういうのを入れることになると思うのですけれども、ちょっと個人的にNPO活動というのがよくわからないのですが、これ、一般的には社会貢献活動でボランティア団体とか市民活動団体が行うような活動というふうな位置づけですよ。

久塚座長 まあ、よく言われているのはそうなのですが。

竹内委員 うん、この場合のNPO活動というのは。

久塚座長 もう古い歴史があって、いわゆる私たちの生きている社会は経済的な側面から見ると家計の経済、企業の経済もあって、それからパブリックな経済というのがあって、それ以外に光の当て方によっては第3の経済みたいな回り方を、営利を求めなくてお金を回しているようなとらえ方もできるのではないかというようなところから話はずっとさかのぼっていく。

それでノンプロフィット、非営利という形でとらえていくと、やっていることがボランティアとか、いわゆるすばらしいボランティアばかりじゃなくて、非営利であればというところから広げていくことが可能なのです。

だから、営利を求めないオーガナイズーションであるということ考えると、とてつもなくすそ野が広がってくる。先ほどのような、事務局の紹介のようなどころまで入ってきて、私たちが今絞っている新宿区に登録のNPO法人を対象にしてに云々かんぬんというところの枠を外れてしまうところまで行くのです、そうすると。

竹内委員 営利を求めない活動であればNPO活動という位置づけも可能なのですか。

久塚座長 可能なのです。

竹内委員 可能にしようということですか。

久塚座長 いや、それもできるので、広げていくときの理屈として、やっぱり営利はだめだ。では、これはどうだろうというときに、営利を求めていないところだと考えられるのはこういうものだねというぐらいですかね。そうすると、先ほど関口委員が発言したように学校法人がどうだとか、あるいは生協法によるものはどうだというようなことがどん

どんどん出てくるわけですね。事業本体としては大きなものがあって、その中で小さなものをいろいろやっているわけです。

竹内委員 これは集めるほうもあるのですが、基金側として寄附をもらう立場のときにそういうのは広がるわけですね。

久塚座長 ああ、寄附をこちらがもらうときですか。

竹内委員 ああ、そうですね。今、要するに基金に寄附をしてもらっているのですが、その人たちに対しては今、NPO法人の活動に対してということを行っているのですが、その幅が要するに広がっていくということになりますよね。

久塚座長 まあ、そうですね。ただ制度の趣旨を新宿区の組織、仕組みの中でつくっているものをさわるということではなくて、もともとのところは揺らいでいない形ですね。

竹内委員 ただ、今、NPO法人を応援しようみたいな格好になっているものですから、そこはちょっとまた一理考えないといけない。

久塚座長 ええ。

地域調整課長 そのところは、ちゃんと周知徹底をしなきゃいけない部分だと思うのです。

竹内委員 そうですね。

地域調整課長 今までNPOに対しての寄附ということで贈っていただいた方ばかりだと思うので、今度はすそ野が広がりますので、それを前提とした上でご寄附をいただくという形になりますから、その趣旨はやっぱり徹底していく必要があるかなと思うのです。

久塚座長 なかなか難しいところですね。目の前に2,000万円ぐらいぶら下がって、これはNPOじゃないのにあげてくださいと言ったときに要らないと言うか、要ると言うか、あるいは説得してNPOに半分使わせてくださいと言うか。

宇都木委員 指定寄附というのはあったのですか。

久塚座長 そう、こういう活動に、というのはありますね。

事務局 活動の分野への寄附ですね。ありました。団体指定の寄附も過去にはありました。ただ、相対的には少ないですね。

伊藤委員 それともう一つ、最後になると思うのですが、この新宿区の基本目標と個別目標の体系とあるよね。これに外れたのが申請してくる可能性もあるよね。今まではあまり気にしていなかったのだけど。

事務局 はい、そうですね。

伊藤委員 これに合致しないものは当然最初から落ちるのだよね。

事務局 はい、そのつもりです。

宇都木委員 受け付けのときにだめになる。

伊藤委員 ねえ、そうそう、そこでやってもらわないと。

事務局 助成の基本方針はやはり変えない形です。

伊藤委員 これが生きているからね。

事務局 この基本目標に貢献するものというのはつくとは思います。

久塚座長 対象団体要件の使い方が二重、三重にあるのですね。審査をするときに私たちが審査基準として使うものもあるし、申請するときの対象として認めるや否やという場合でも、幾つかのところでこれが使われるようになってくるのだらうと思うのです、理念みたいなのが、制度趣旨というのは。

だけど、申請のところでは少し広げていいのではないの、中身で見えていけばということだらうと思いますので。はい、どうぞ、村山委員。

村山委員 今日は任意団体、細かいところで例を挙げたのですが、もし高齢者クラブを挙げるのだったら、障害者団体もちょっと入れておかないと。今日はたまたま事例だからいいと思うのですけれども、やっぱりもし高齢者のほうに入れるのだったら、やっぱり障害者のほうもちょっと入れておかないと思います。

事務局 わかりました。

久塚座長 はい、任意団体には切りがないので、そういうところを絞って出す。例として使うときにはこれこれなどというような形の使い方をうまく工夫をしていただければ。

いいですか、この点については。ちょっと重たいあれだったのだけど、変えたがゆえに生じるであろう事柄を予測しながらやらなければいけないので積極的な発言、どうもありがとうございました。では、次、第2番目に移っていいですか。

事務局 はい。では、2番目が「協働事業評価報告書の内容について」になります。本日、「協働事業評価報告書」の最終案としまして冊子状にしたものをお配りさせていただいております。前回の会議のときに修正が入った箇所につきましては、委員のほうに事前にメールでお送りさせていただいて、気がついたことがあったら事前にご意見をということをお願いしていたのですけれども、特にございませんでしたので、前回修正案をお送りした内容を盛り込んだものとなっております。

久塚座長 これ、そういうことなのですが、私が2日前に見て、例えば6ページ、7ペ

ージのところを見ていただくと、これは見出しじゃなくて、後ろのほうに例えば「提案事業の継続性」というようなものを濃い文字でつけさせていただいたのですけれども、これもすぐ近くじゃなくて下のほうにずらしたりいろいろ場所を考えてみました。

後ろにすぐくっつけちゃうと、行を変えなきゃいけないぐらい本文が後ろのほうまで来ているときにみともないとか、いろんなことがありまして、最終的には濃い文字が本文の後ろに入っても行は変わらなくていい場合にはそのまま入れますが、いろいろ考えていて、事務局が考えてくれたのは要は濃い文字が行の一番右側に来るように合わせるというふうに全部やってしまいました。非常にきれいにすっきり、これで見やすくなったというのが1点目ですね。

それと、あと四角の点数のところはどこでしたか。

事務局 あと四角の点数は14ページからの、各事業の評価書になります。

久塚座長 はい。評価点と上の項目別評価というのを、例えば15ページで言うと、その四角3というのが評価点の中も今までぶっきらぼうに3と入っていたのですが、四角3という。区民に見やすいものができ上がったと。

あとは皆さん方からご指摘いただいたので、中の扉を入れるとかというような工夫はもう既に終わったところです。これも非常に見やすいようになっていると思います。

事務局 あと2ページの冒頭の座長の文のところを若干変えております。前回のときに一番下の段落、「評価に関しては、協働支援会議自体も自己点検を行い」のところ、「今年度は新たに、評価の際にヒアリングを行うだけでなく、支援会議と事業を実施している団体・行政との共通認識を深めることを目的とする意見交換の時間を設けました。団体・行政からは、この意見交換が今後の事業推進の参考になったとの声が寄せられました」というのを入れました。

久塚座長 前回少し文章が長くなっていて、中身が読みにくかったところがあったので、途中で「設けました」というところで一たん切って、それについてはこういう評価がありましたと。

前の文章は設けたことでこういういい感じになったみたいな一文があったのです。今回は「設けた」で一たん切って。そして、設けたことがこういうふうに評価されたという形にさせていただきました。これはいつお渡しするのですかね。

事務局 来年度の4月の第1回協働支援会議のときにお渡しいただくようになります。

久塚座長 はい、ということは、誤字・脱字を含めて、もう今日上げておきたい？

事務局 一応本日いただけますと助かるのですけれども。

久塚座長 では、中身の大議論は避けていただいて、大分見やすいように、区長さんに渡すだけじゃなくて一般に出ますよね。

事務局 はい、議会に報告して、ホームページでも公開します。

久塚座長 そうですね、はい、ありがとうございます。

はい、よろしいですか。ご協力ありがとうございました。随分めり張りがついたというか、いい感じになってきたように。

では、22年度の新宿区の協働事業評価報告書についての案は了承されたということでよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 はい、ありがとうございます。では、三つ目。

事務局 次が、資料5の①と②を使います。

久塚座長 どういう理由なのかということと、色のことも説明してください。

事務局 はい。この自己点検シートと相互検証シートですけれども、第3回の評価会のときに伊藤委員から、2年目事業については前年度の実施を踏まえて改善したことがわかるようにシートにそれを含またらどうかというようなご意見をいただいております。

それから、また竹内委員から、今回初めて評価の作業を実施して気がついたことというのを事前に挙げてくださってしまして、それらのご意見と、それから座長からのアドバイスをもとにこの自己点検シートの修正案というのを作成しました。それが資料5の①、資料5の②になります。

赤字で書いてあるのが内容の追加・修正をした部分になります。それから、青字で入れているのが今まで入っていた文章なのですけれども、場所を移動したものが青字になっています。

現在使用しているシートにつきましては資料4の評価報告書の36ページから41ページにあります。今日お持ちでない方はそちらをご覧ください。36から39ページが自己点検シート、40、41ページが相互検証シートです。

久塚座長 大分変わったように見えますが、この間に1バージョンあって、皆さん方からご意見をいただいたのを踏まえたものが3日前まで姿があったのですけれども、それにさらに手を加えまして、ページ割りの後ろのほうに行ったものもありますので。

事務局 それで、まず両方とも記入者を書いていただく欄を先頭に持ってきております。

自己点検シートにつきましては、事業概要を書き添えていただく部分と、自己点検していただく部分とに分かれますので、そこを明記して事業概要、それから自己点検というふうに入れてあります。

さらに自己点検のほうにつきましては、今まではいきなり点数をつけていただくようになっていたのですが、どんなことを踏まえてやるかというような簡単な説明書きを加えました。

それから、評価項目の欄の項目名というのが前は入っていたのですが、資料4の37ページを見ていただきますと、この評価の項目のところに「①協働の進め方（プロセス）に関する項目」、それから「②協働事業の計画（仕様作成の段階）の質・効果に関する項目」というふうに項目の題名みたいなものを入れていたのですが、これをとりまして、その項目の前にある「協働事業の計画づくり」と書いてあるところに事業を計画するにあたってというところで、①計画づくりのプロセスで双方がどのように協力して取り組んだか、②協働事業の質・効果の向上に向けて、どのように計画を検討したかというのがあるのですが、これを項目の題名のかわりに、今度新しく修正案として提示させていただいております2ページのところを開いていただきますと、青字で入れてあるのですが、評価する項目のすぐ前に持ってくるようにしました。

久塚座長 わかったかな。要は自己点検シートの古いバージョンという37ページにある上から6行目、7行目あたりの①、②というのは、要はそれぞれのところにバラして入れて、そしてソフトな表現にして、計画づくりのプロセスで双方がどのように協力して取り組みましたかということで1、2、3、4、5というふうに入れました。

その自己点検と事業概要を分けた種々の事業概要のところも何か書き込みによっては点検のような文章になる可能性があったので、これはもう事業概要の部分なのだと、何をどうしたということなのです。それと、自己点検の部分をはっきり分けようというふうに中身をちょっと減らしたりふやしたりして、ちゃんと1ページ目に入るように整理をして、2ページ目に自己点検のページが来るように持っていったという作業を2日間の中に、1バージョンあったのですが、やってもらったという形で、これも少し何か自己点検をする側についての、点検はしてもらうのだけとおもしろいか、何かおっかないような感じじゃないような文体をとることができるような文体、それで点検をしてもらおうというふうに全体をそのように工夫をしました。それが①、②のところですよ。いいですか。

事務局 それから修正案のほう、資料5の①の1ページ目ですが、一番下のところに実

実施2年目の事業のみ記入ということで、昨年度の協働事業評価で指摘された課題への対応も含めて記入してくださいということで、実施2年目の事業について、この前年度を踏まえてどういふことを改善したかということがわかるように記載していただく欄を追加しております。

それから、あと自由意見欄、この2ページの項目評価をしていただく欄の下のほうに自由意見欄があるのですけれども、この自由意見欄が以前のものと、以上の項目についてご回答の理由などの補足がありましたらご記入くださいと、「ありましたら記入」というのを、もうこちらについては「上記項目の主な評価理由・補足説明などを記入してください」ということで、あったら記入ではなくて記入していただくというふうに変えていこうと考えております。

それから資料5の①の4ページですが、最後の現段階での協働で取り組んだことによる効果についてのところ、Q22からQ20と数字がバラバラになっているのですけれども、ここは項目の順序を入れかえをしました。この作業の流れ等を考えまして、それで今回入れかえをさせていただいたのがこの青字の部分になります。

このクエスチョンナンバーについてはもとのまま記載しておりますので、18、19というのを下に持って行って、下のほうにあった22、21というのを上のほうに持ってきている、今回変えております。

久塚座長 もちろん最終的にはこれが18番から22番という番号が入れかわりますけれども、もとの39ページにあるものをずらした形でわかりやすい、みんなに对照していただけるだろうと。事実上の進行と同じような形で質問を並べてみてはどうかということに対応する並べかえです。今、並べかえのところ、よろしいですか、これで。質問ありましたら。

関口委員 資料5の①について。この事業概要のところというのは、これ、それぞれが書くのでしたっけ、団体側と区の担当課が。

事務局 ええ、それぞれが書きます。

関口委員 何か面倒ですよ。

久塚座長 要は一遍出しているものですよと言いたいのか？

関口委員 そういうことです。というか、例えば事業名称を間違うのはないと思うのですが、事業の目的とか事業の概要って両者が一致していなければいけないはずのものなので。

事務局 ええ、そこを確認してもらおうという意味でこれを入れております。やはり違うふうに受け取っている場合がありますので。

関口委員 気持ちはわかるのですが、書く側からすると何か大変だなという感じが。

久塚座長 1回でも相談したり、声をかけてやったり顔を見てほしいなというか。

宇都木委員 だけど、そういうところは手間を惜しんじやいけないよ。

伊藤委員 内容を確認しながらお見合いしながらと。

宇都木委員 やっぱりお互いが一つのテーブルで議論する。

関口委員 いや、だから、それはこっちでやるんじゃないよ。

宇都木委員 いや、それは自分たちがやってきたことをきちんとして、その上で話し合うという、やっぱりそこは姿勢としてもそのほうがいいと思うのだ。

事務局 この何年か実施してきて、やっぱり思いの違いみたいなのがここに出てきている場合があるのですね。そうすると、それをお互い持ち寄ったときに、相手方はそうか、ここに力を入れていたのかというような確認ができたりしているようなので、あえてこれは別々につくっていただくかなということを入れてあります。

宇都木委員 最初の頃はここが違うのが出てきたのだよ。

事務局 ああ、そうなのです。本当はいけないのですけれどもね。

宇都木委員 本当にそうなのだよ。

久塚座長 いや、だから、どう使うかということなのだよね。要はこの1ページ目は、言ってしまうと既に申請をするときに出了ようなものなので、わざわざ書かなくてもわかっているだろうという考え方から始まって、そうじゃなくて両方の、NPOと行政の側が双方が書くことによってずれが見えたり、あるいはお互いにもう一度相談して書き込んだりするようなプラスのところに使おうという方法、そのレンジが広い。

関口委員 私だったら確実にこれ、コピー・アンド・ペーストですけどね。

久塚座長 事務屋はそうするでしょう。

関口委員 一々また考える人がいるということですよ、皆さんのご意見では。

久塚座長 というか、コピーとペーストでやったほうが正確ですよ、前のからずれたらおかしいもの。

関口委員 それをあえてやらせる意味が。

事務局 何からコピーなさるのですか、これ。

関口委員 事業名称、実施者、事業の目的、概要って大体申請書に書くじゃないですか。

事務局 でも、その申請書はあくまでも提案団体のつくった提案、計画ですよ。それを区の事業としてその後、話し合いによって計画し直しているの、そのときに変容しているの。どういうふうになっているかというのがるので、コピーでは持ってこられないものなのです。

久塚座長 最終結論で問題はない。

関口委員 それって企画書にまとまるわけですよ、協働事業の実施段階で。

宇都木委員 でも、それが変わることがあるのだ。

関口委員 いや、だってそれもなしに協働事業は始まらないですよ。仕様書にこういった基本情報というのは大体書いていないのですか。

事務局 目的までは出てきていないですね。

伊藤委員 ちょっといいですか。提案書をまとめるのはだれなのという話だね。もしそこでこういうふうになら、事業目的三つまとめてありますよとあるのならば、関口委員が言っているように、こちらの事務局でも入れられるわけだね。

だけど、そこで取捨選択されているわけだね、区と提案団体の間で。違ったり、例えばそこが欠落するものも何か出てくるわけだね。だからですよ。

久塚座長 事業名称というのは絶対譲らない。

伊藤委員 この間、変えてくれという事業があったよね。

事務局 ここも変わってくるので。

関口委員 では、それ、百歩譲ってそういう相違が出てきている前提として。

久塚座長 出てきたらどうなの。

関口委員 出てきたとして、それがこの協働事業の中間評価ではやるのですよ、出すのですよ、これ。8月に。

事務局 出していただくのは。

関口委員 その段階で気づくのはいかなものかと私は思うのです。これ、最初にやっておかなきゃいけないことじゃないですか。

久塚座長 事業概要のすり合わせ。

関口委員 ええ、事業概要のすり合わせぐらいがその中間、しかも協働事業は1年単位でやるわけで、半分終わってからやっと協働事業の目的が違うのがわかりましたでは遅過ぎるじゃないですか。

久塚座長 ただ、それ、すごく正しいけど。全面的に正しいかどうかは別にして、だか

らある時点で、かがみとかこの上のやつが1枚こうオーソライズされたものが出てきて、それを両者が知っていて、新宿区が1枚持つておく。あなたたちはこれでやっているのですよというふうにすれば、これ、事業ナンバー1とか書いてあって終わりということなわけよ。2ページ目から書き出していく。

関口委員 そうそう。そっちのほうはむしろ好ましいと思うのですけどね。

伊藤委員 その作業をやらせるというわけ。

関口委員 いや、それをやったほうがいいと思いますよ。

伊藤委員 やったほうがいいのではない、やらせたほうがいいのだろう。

関口委員 やらせたほうがいいと思います。

久塚座長 だから、1ページ目の合意をとらせるようなことを双方でやらせると。

関口委員 だってこれがずれていたらだってそもそも成功しないでしょう、事業は。

久塚座長 いや、だから一字一句のところやるのだよね、これ。

伊藤委員 うん。

関口委員 一字一句までやる必要が。

伊藤委員 うん、やる必要はあるよ。

久塚座長 1枚にするということはそういうことなのだ。

伊藤委員 あれば必要だから。言葉も一緒なわけだ、すべて。

関口委員 でも、こっちでどうせやるなら、先にやっておいたほうが私はいいと思う。つまり相互検証シートをつくる時に、中間報告でやるのであれば、それは事業開始時にやっというほうがいい。

久塚座長 うん、まあ、一見そうだけど、これは1個できたものを追認するという形に近いわけよ、つくり上げていって、最終的に相互検証シートというのは。お互いにつくっていってこうでしたみたいなの。これは出だしのところでこれをやるぜというのに近い段階で関口委員、こう一本化しようとなるとこれは結構ハードだよ。

関口委員 いや、でも目的・概要・受益者ですよ、これ。それぐらいいいのではないかという気がするのですが、難しいですかね。

伊藤委員 今、関口委員が言っていることは、両方とも同じ内容だとするじゃない。そうすると、この自己点検シートの区と提案団体が同じ、役割分担でやっていないものが出てくるね。

関口委員 やっていないもの、やっていないということ？

伊藤委員 うん、区の役割分担でやっているものと提案団体がやること、それはどうするの。

関口委員 いや、それは両方書くのではないですか。

伊藤委員 何で、自己点検だもの、あくまでも。

関口委員 いや、自己点検は、これはもちろん自分がやっていることを書くわけじゃないですか。だけど、事業概要というのは協働事業全体の概要ですから。そこは別に全部が全部書き込んであるというわけじゃないと思うのですけど。

伊藤委員 それをどこまで書くかという話だよな。

関口委員 まあ、そうなんですけど。

伊藤委員 同じことを向こうも持ってこざるを得なくなったら大変だよな、また。そして1枚最初にくっつけちゃったほうが簡単じゃない、やっぱり、こんなの書くよりは。

宇都木委員 事業概要は別紙だな。

関口委員 まあ、概要はそうですね。

伊藤委員 最初出したものをポンと。

宇都木委員 関口委員が言いたいのは別紙でくっつけておけばいいということだろう。

関口委員 はい。これはだからこの点検シートの一部としてやる必要はないのではないかと。

久塚座長 だから、結局もとのバージョンが全部1個に見えたので、私たちは形の上でこういうふうに分けたけど、もうちょっと言うと、これはもう事業概要というのは、1ページ目などでこういうものですよというのが識別できて、それは元データがあれば2ページ目から始まっているのではないのということ。

関口委員 そういうことですね。

久塚座長 すごくすばらしいと思うけど1ページ目がつくれるかどうか。会っていただいてこの文章でいいねという一本化するのを、まさにそれが協働だと言われればそうなのですけど。ここがやいのやいの、文章を一本化するような話じゃないわけですよ。NPO団体と新宿区の担当課がやってもらえるというのもあるだろうけど。

関口委員 協働事業なのですから。

伊藤委員 関口委員が言うのも言われればな。

宇都木委員 いや、出てきた結果を見ればわかるけど、同じ事業でもNPO側が力を入れて書いているところと、新宿区の担当課が書いているのは、ニュアンスが違うじゃない

ですか。だから、それはそれで僕はあれを見ていて、ああ、なるほどなど思うのだよ。

関口委員 それはだから別に事業概要については、自己点検シートじゃなくて相互検証シートだけでいいじゃないかというのが私の意見で。

宇都木委員 いや、だからここもそうなのだよ。全く同じなんていうことはないのです。

久塚座長 まるで予想をしなかった、ここは。両方とも、両方とも言うのは変な言い方だけど理解できる、正しいかどうかは別として。それぞれの考え方ですよ。無理やり一事業概要にしないで、それぞれの思いがこもったものを自己点検として出してもらったことのほうが。第三者評価に耐えるものができる。

宇都木委員 両方書かせないで1枚にすればいいじゃないかというあなたの言わんとすることはわからないでもないが、私は両方書いてもらいたい。やっぱりどれだけ熱意があるかということだよ。

伊藤委員 関口委員の意見はわかるのだけどね、最初にそういうのを全部事業目的、何々、事業の概要が何々、二者でやるものは何々ここに当然入るでしょうという話だろう、話ししているのだから。

関口委員 そりゃそうですよ、それができないから失敗するのでしょう。

事務局 そのずれに気づいてもらうということなのです、振り返りを行ってもらうのが目的なのです。

伊藤委員 個別的にやっているものが違うから、力の入れ方がね。点検シートの赤丸とか視覚的に見たらねという。

久塚座長 今、関口委員が言ったのもなかなかドキッとする発言で、これがずれたものでそもそも協働がうまくいかないじゃないかということもあるんじゃないかというのも一つの見識なのですが、そういうことを言い出すと、これをちゃんと書けないところお互いの限界があるんじゃないかと言い出す。それを発見することが大事じゃないかという堂々めぐりするだけで。

野口委員 NPOと行政がすり合わせするのだから、自己点検シートのニュアンスが多少違ったってしょうがないんじゃないですか。そこでNPO側の立場での書き方と行政の立場で書く書き方と、多少ニュアンスが変わってきてもしょうがないと思うのです。

久塚座長 一生懸命書くのが大変だねというのと、それからもう一つは要領がいいところは形だけ書いちゃったものをこういうところにつけてどうするのとか、いろんなことが多分関口委員の頭の中にあると思うのです。人によっては切り取って張りつけるような組

み合わせでやることもある。それを見て判断できるのみたいなことなのですね。

だから、使い方によってこのページというのは置き場所を変えていいんじゃないか。ただ、その使い方によってというところで意見が分かれているので、むしろこの委員会の流れとしては使い方が別だった。これをつくったときに双方が自己点検というのは自分の役割をわかっていて書く。それがずれている可能性があるのでお互いに会ってもらってどうだったというのをもう1本入れる。で、今度は委員会が評価するというのをつくってはどうかという経緯があったのです。

その経緯の中で、関口委員の意見も私はもわかるような気がする。よくそういう感じはするけどね、でもそれぐらい努力していただきたいというのもわからんでもない。

関口委員 別に私は努力していただきたいというのは全く同じなのですけど、でもその努力を早目にやるべきと言っているだけ。

久塚座長 ああ、そっちから来たか。早い段階で一致させておくべきでしょう。と。協働事業は夏ぐらいにはやるか、やらないか決まるわけじゃないですか、来年度何をやるのかというのは、その予算が通るか通らないかというのはありますけど、そこから実際始まるまでには半年ぐらい余裕があるわけですから、その間で実際に細かい事項を詰めていく中で事業の目的ですとか、主な事業目標、想定される成果、受益者なんていうのは固まっていないと。

久塚座長 関口委員。これ、再来年度の24年度からじゃまずい？ とうか、今度の8月にもう入れなきゃだめ？ 今度の自己点検のときにそうならないとだめですか。もう1回待ってもらえます？ これ、自己点検シートというのを後ろに持ってきて、ことがそれだけじゃちょっとなさそうなので、そういう考え方を入れるとすると。

宇都木委員 だけど、何でだめなの、書かしちゃいけないの？

竹内委員 大変なのでしょう、きっと。

宇都木委員 自分たちが自信をもって自己点検すればいいじゃない。そのぐらいの手間が大変だったらやめといたほうがいいのだよ、申請するのを、その程度なら。

的場委員 手間だけじゃなくて、ずれていたら問題だというところをおっしゃっているのですよね。

関口委員 そう、そういうこと。

宇都木委員 だから、それが自己点検シートを出して、お互いがつき合わせて相互検証シートをつくってもらえばいいのだよ。

的場委員 でも、その時期が遅いとおっしゃっている。

宇都木委員 遅いと言ったって、そりゃ、やる機会がないじゃない。事業をやっていて、あるところで一定の期間が過ぎて、それでお互いが自己点検してみて、それを双方出し合って相互検証シートをつくってもら。その相互検証シートと言ったって、本当にどこまでやっているかなんて、ここもまた問題があるのだよ。

久塚座長 関口委員を責めているんじゃないで、これ、例えば自己点検シートの2ページ目のヘッドに持ってきて、事業概要というのをやっぱりこちらが音頭をとっていつかの段階でやろうということですかね、仕事の中で。出してきてもらって一本化してという。一本化したのを承認するみたいな話になってくる。

関口委員 いや、だから事業概要というのは。

久塚座長 だから、事実上事業概要と書かれたものをAというNPOが書いてくるとする。新宿区がこう書いた。それは自由に書いていいわけだから、事業概要だから。

関口委員 まあまあ、そうですね。

久塚座長 ずれていてもいいわけよ。で、もう私たちがそれを見るわけ。一本化しろと言うときには一本化になっているとか、なっていないというのはだれがチェックをどうするのという。なっていないといいと言うとまずいわけでしょう、一本化になっていないと。新宿区はリードするのか、お互いにここの字が違うよとか変換ミスがあるよとかいうことを含めて一本化していくというのをどういうプロセスでどう入れていくか。

関口委員 いや、だからその事業概要というのは別に目的とか概要というのは、区とNPOが何かサインでもして、共通の文書をそれぞれ仕様書にまとまっているならそれがそうなのじゃないですか。オフィシャルなもので。解釈はいろいろあると思うんですけど。

久塚座長 うん、だから仕様書として出たものを事業概要として使うという理解でいいの。

関口委員 それをもうちょっと短くまとめたほうがいいとは思うんですけど。

久塚座長 だれがまとめる？

関口委員 それはだからNPO側と担当課。それをだから早目にやれと。

伊藤委員 関口委員が言っているのはわかる。採択されたことで、ここにいろいろ文章で何やったと出てくるけど、最初に話し合いをしたのなら、ここにちゃんと重点項目が出てくるでしょうということだろう。それを書けということだろう。

関口委員 そうそう、だから。

伊藤委員 もしそれが出てこなければ、その事業はスタートさせなくていいわけだろう。

関口委員 そうということです。それぐらいはやらないとだめでしょうという話なのです。

久塚座長 仕様書っていつごろできるの？

事務局 仕様書は契約段階なので3月いっぱいぐらいで。

久塚座長 なら3月から集まっていたいて、その年からスタートして2年目の予算を組む前に仕様書をつくり直したものを、この1ページ目のものですけど、そう言ったらそう難しいことじゃない。

事務局 ただ、仕様書の内容は結構細かいです。また、事業自体の理念的なものではなくて実務的に何の講座を何回やる、あるいはどういう参加人員で募集するとか、もう非常に条件的なものなのです、仕様書に記載されるという部分というのは。

評価のときに委員のほうにはお配りさせていただいているのですけれども。

久塚座長 はい、そうするとあれですよ、自己点検のところだけ見ても、この人たちが何をどうやっているかはわからない。もとの事業目的だとか事業の概要を見て自己点検というのは初めてわかるわけ。2ページ目から情報公開されても一体何じゃいなとなるので、1ページ目がついていないと。

事務局 そうですね、そうなのです。

宇都木委員 そりゃそうだ。

久塚座長 この団体はどういうことをやっていって、自己点検でどうだったということになる。そうすると、事業を行って自己点検したのがどういうふうだったというのをどこでどういうふうを書くか。

宇都木委員 採用されたのを具体化をしようと言って出てくる、それを自分で点検したやつがこれでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 自己点検。だから、これはこれでまた報告書に載るのでしょう。

事務局 報告書には載せていません、この内容は公開は特にしておりません、今の段階ではしていません。委員が評価のヒアリングをしていただく際の資料となっている。

久塚座長 まあ、その前に見て、僕たちはベースとして点数をつけていくわけだよ。

事務局 はい。

関口委員 では、ちょっとわかりました。事業概要に当たるものは4月に契約するときまでに話し合ってもらって、NPOと担当課でまとめてもらう。それで、それをちょっと

支援会議にも出してもらって。4月の開始段階でどうなっているかまず私たちが見る。

久塚座長 つけなくていいということでしょう。

関口委員 相互検証することは、私は全く賛成ですから、だからとりあえずその4月に出てくる事業概要がどうのこうの、目的がどうだというのは、それはそれで生かしてここにもう1回添付してもらおうというのはどうですか。

久塚座長 それもいいと思うのだけど、逆にこちらが、関口委員のほうの意見を入れるとして、仕様書を1ページ目からつけるというのはだめなの。仕様書の分厚いのをトンとつけて。

関口委員 いや、仕様書をつけて、まあ。

久塚座長 何でだめなの、仕様書を1回出されて。仕様書のほうがはっきりしているという質問が出たらどう考えるの。

関口委員 うーん、それはわかりづらいですね、仕様書は。

久塚座長 いや、だからわかりやすくするというのは人の手が入ることだから。

関口委員 はい。

久塚座長 違う人の手が。そうすると、だれかがこれでいいですよということを言うことになるのかなど。そういうときに自己点検というのは、NPOがつくったのはNPOの自己点検のNPOの文章なので一緒に写せる。行政のほうがつくったら行政のほうで自分でつくった文章なのでもう勝手につくったのだろうということになるけれども、これを一本化するわけだよ、仕様書じゃない形に。

関口委員 はい。

久塚座長 だから、それを一本化したときに、その一本化がいいですよというのはだれが認めることになる？

関口委員 だから、NPOとその事業課。

久塚座長 私たちは全く絡まなくていいのですか。

関口委員 そのほうがいいんじゃないですか。

久塚座長 それがどんな違う方向を向いていても、ですよ。

関口委員 私たちだって現段階で自己点検シートとか相互検証シートのこの事業概要の点について、例え違っていたからって文句は言っていないですよ。

久塚座長 うん、文句は言っていない。だけど、両方が一致したものに、私たちが趣旨としていないものが書かれているというのも、それは。

関口委員 4月段階ではしようがないです。もう私たちはそれを採択してオーケーと言っちゃったわけだから。そこはだから4月段階じゃしようがないですけど、中間報告というか、中間評価でまたそれは。

久塚座長 やるとということ？

関口委員 やればいいんじゃないですか。

久塚座長 そうすると、仕様書というのは一応どこかで、僕らだって、仕様書で出てきた形になったものは知っていることになっているね。

関口委員 知っていましたっけ。

久塚座長 システム上、私たちは組み入れられている。

宇都木委員 一緒についてくるからわかるのだけど。

関口委員 はー。

宇都木委員 だけど、少し違うと思う。協働事業を自分が単独で提案したときのことと、協働事業として成立して議論して今度進めていく段階と、少しずついろんな変化が起きてくると思うのよね。それはそれでやっぱり当初はそういうことだったけど、こういうことを改善したとか、こういうふうに変化したとかあるから、それはこれで出してもらったほうがいいのだ、おおよそのやつは。それでどこがどう違ったかという評価は次の委員会で個別にやると。

久塚座長 そうか。

宇都木委員 それはやっぱりやってもらったほうが良いと思うよ。

久塚座長 じゃあ、二重はだめ？二重というか、全然意味も何もないようなかたち上の仕様書を簡単にしたのは早い段階でできるけど、宇都木さんが言ったみたいに、こう進めていく上で相談しているいろいろ変わっていくじゃないですか。

関口委員 まあ、それは全然かまわないと思うのです。

久塚座長 それは自己点検のここに反映できない形で、この目的とか概要とか成果とかというようなことが、こう形が変わって出てくるんじゃないの、そうなんじゃない。1ページ目はやっぱり一緒？

宇都木委員 いや、目的はそんなに大きくは変わらないと思うけど、事業概要のところとか想定される効果だとかいうのは、実際に事業をやっていくと少しずつ変わってくる可能性があるよね。

関口委員 ああ、だからそれはいいと思うのです。

宇都木委員 それはこういうところに書いてもらわなきゃだめじゃない。

関口委員 いや、それじゃ例えばその書いてもらうというのはいいとして、当初はどうだったのかというのと、その後、どう変わったのかという。

宇都木委員 それは当初どうだったのかというのは決定するわけじゃない、決定よ。

久塚座長 よし、結論が出た。当初どうだったかというのは仕様書に近いものを、だれが見てもこういうものだというバージョンがあればそれがいいじゃないかと。

関口委員 ええ。

宇都木委員 だって、それが決定するときこういう概要で、こういう目的でというのをやるわけでしょう、事業の内容を。したがって。それを協働事業でやりましょうというのは団体から提案があって、担当課と議論した上でこういうことをやりましたということで提案書が出てくるわけだ、審査の対象になってくるのは。

関口委員 いや、それは審査の対象。

宇都木委員 だから、それが。

関口委員 だから、我々がやるべきですか。

宇都木委員 そうだよ、それがここで議論されて採用されて初めて協働事業になるわけだ。その事業がどれだけ進んで、どうなったかというのをここでもう1回点検してもらったやつを対象にして、来年やれるか、やれないかというのを評価するわけだ。そうでしょう。

関口委員 いやいや、そうじゃないでしょう。だって、NPOが提案するときですよ、今お話ししているのは。

宇都木委員 いや、提案して、協働事業になりましたと。これをやっていいかどうか審査してくださいと、この審査委員会に出るわけでしょう、事業提案が。

関口委員 いや、それはだから。

宇都木委員 だから、それが一番のものだよ。

関口委員 いや、違いますって。だから、今現状だとはっきり言って区の行政側にやる気がなくても、NPOが強行にこれをやりたいと言えば申請できちゃうじゃない。

宇都木委員 いや、できないのだよ、申請しても採用になるかどうかは。

関口委員 いやいや、それはだから採用になるかどうかは別問題。だから、我々審査段階では。

宇都木委員 それは事業の概要とは、これとは異質のものなのだ、それは。別のものな

の。

関口委員 いや、だからこれはもう採用されたときじゃないですか。

宇都木委員 そうですよ。だから、採用されたときにどういうもので採用されたかというのがあるって、それに基づいて忠実にやっているかどうかというのをここで点検を、書いてもらって点検をして、ああ、そのとおりにやっているな、これはちょっとおかしいのではないのと、こんなの来年なんか継続と言ったってだめだというのが、その変化がここにあらわれてくるわけじゃない、それは。

なぜそうなった、それぞれの違いが、NPO側はここのところをこうすればよくなるから、このところの一部事業を少しずつ修正しましょうと。話し合った結果こうなりましたとか、それはそれでその変化をこれで見るとはならないじゃない。

関口委員 だから、それは別途書いてもらえばいいのではないですか。

宇都木委員 それはこれでいいじゃない、これだって、事業概要は。

久塚座長 だから、結論から言うと事業概要というタイトルじゃなくて、その事業の目的とか概要という言葉もちょっと外して、2ページ目にかかわるようなことをそれぞれのところで書かせるということで自己点検で、むしろチェックナンバー1、2、3というのはその表のところ、概要のところに出てくる可能性はあると思う。

関口委員と宇都木委員が言っていることをまとめると、2年目はどうだったのかとか、スタートのところはどうだったのかという中に、目的とか概要とかにかかわるようなことがわかるようなことが盛り込まれればいいのでしょうか、そういうことだよ。

そうでしょう。だから、これは協働の計画づくりと協働事業の実施というところから光を当てて、どのように計画を検討しましたかという中身になっているじゃない。だけど、その中に事業の目的、目標とか想定される事業の成果とか概要とかにかかわるようなものが盛り込まれてくると、そこで判断できるようになって、形だけの事業概要とナンバリングで済むようなものというのは、まあ、それはそれで別の形として出しておけばいいんじゃないかという理解でいいんじゃないかと。両方に使おうとしているようなイメージがあるので、分けられるのだったら機能を分けさせるということでしょう。

関口委員 そういうことです、はい。あと、個人的な希望を言えばその4月段階でなるべく早目に話し合っ、せめて目的と評価、目標ぐらいは。

久塚座長 だから、早い段階で検討をどこまで行けるかどうかは、だけどこれ、いつまでに結論出さなきゃいかんですか。

事務局 これは来年度から使用したいと思っていますので今年の8月には自己点検をしていただくように。

久塚座長 はい、検討しなければいけない項目は今まで使っていた事業概要の、今日出した案の1ページ目に書かれたような事柄を単純に事業内容として使える部分と、評価にかかわりそうなので2ページ以降の中に移し込める部分とに分ける作業が可能かという。だから、ずれていることをちょっと。

事務局 ごめんなさい。今、頭の中にイメージが浮かばないのですが。

久塚座長 1ページ目を見る人は、これ、二つか三つの見方をしているわけ、単に何にも意味がなくて並べられていると、もう仕様書を簡単にしたものだと見る人もいるし、これを事業評価に使うという人もいるわけ。では、1ページ目を事業評価に使うのだったら、使えそうなものが1ページに出る可能性があるので、その1ページ目の中で事業評価に使っちゃいそうな部分は2ページ以降に移せということです。

では、1ページ目は事業評価に使っていませんかという質問をしてみましょう。

事務局 1ページ目は自己点検に使っています。

久塚座長 うん、で、その点検の部分を2ページ目以降に。

事務局 ああ、そうすると、もう事業名称と事業の実施者を残して、あとの残りは。

久塚座長 あるいは、仕様書に書かれるようなだれが見てもそれしかないみたいな。

事務局 持って行ってしまうというような。

久塚座長 はい、それを早目につくって、それで点検とか評価にかかわるようなものはすべて2ページ目以降にしてみたらどうかという案ですけど。

事務局 そうするとその表紙の部分に持ってきたものは早い段階で書いてもらうということですか。

久塚座長 いや、そうではない。それもあるけど、早い段階で書いてもらって評価が入っちゃうような可能性があるのはやっぱり後ろに持ってくる。

関口委員 もう私もそれでいいので、座長のそれで。

伊藤委員 関口委員、一番のこの自己点検シートの頭というのはもう規定されているものとしてでしょう、例えば事業の目的何々の何々で、事業の概要は3本立てなら3本立てのこういう事業。それから、その一つの1に対する目標値は参加人員でどんどん来させる。いわゆる事業の受益者は対象が例えば障害者だとか、その家族だとかという、これだけがわかりゃいいと言うのだろう、ここは。

事務局 関口委員、ちょっとこれ、実際に今年やっていただいたのなのですから、やっぱり団体とこの事業課だと随分違うのですよね、書いていることが。

関口委員 ああ、はい、はい。だから、それを早目にすり合わせておかないから。

伊藤委員 評価のときに僕らが必要なのはその違いだもの。

事務局 そうですね。

伊藤委員 違いで、どんなことをやってきちゃったのと。

関口委員 ええ、だから今回はそれでいいと言っているのです。

伊藤委員 関口委員が言ったようにこの頭のところだけを今言ったように書いたって、それはこんな事業がありますよというだけで意味もないことよ、多分やっても。

宇都木委員 自己点検の中に反映されるようなことが出てくるのだ、少しずつ。

関口委員 いや、だからそういうことは自己点検シートに反映して、もっと言えば言いたいことはいろいろあるのですけど、今回はそれでいいのです。

宇都木委員 報告で出せばいいことだよ、それだったら。事業目的どおりできましたかと、実施団体に聞くのだよ。あなたの団体の、この事業の目的は何で、そのとおりでできましたか、どこがうまくいきませんでしたかと全部表をいっばいつくることだよ。

関口委員 それをやるのですか。

宇都木委員 やるしか、だからなくなるとするのだったらそれしかないよ。

伊藤委員 今までの実務の中でやるのは違ったのが出てきているから。

関口委員 はい、はい。

伊藤委員 それと、最初の出した仕様書なのだよ。あれを照らし合わせてみているね、全部。

宇都木委員 そうするしかないのだよ、そうしたら、それは。これをなくしちゃうのだったら。

関口委員 だから、今回はそれはなくさなくてもいいので、先ほど座長がおっしゃったその事業名称と事業の実施者とか、そこをだれが見ても変わらない部分はこの1ページ目に残して、残りの部分は2ページ目から始まるこの自己点検の中に盛り込んでいただくと。

宇都木委員 だから、それは表をいっばいつくることだよ、これを。

関口委員 えっ、だから表じゃなくて、これをそのまま2ページで。

宇都木委員 だから、それはそのときできましたか、できませんでしたかというのを書かせなかったら意味がないでしょう、こっちに移すのだったら、どこが変化なのか。

関口委員 それはいいじゃないですか、そこまでは。

宇都木委員 どこが変化したか、しないか。

事務局 そしたらこの題名をやめればいいのですね。

久塚座長 いや、だから結論から言うと、この上に紙1枚つけた形ができ上がる。この上に53番とか張るとこれでいいわけ、わざと。だれが見ても53番。で、これをなくす。そうすると2ページ目以降に書くものがここにスペースができるという話なの。だろう？

事務局 そうすると、1ページ目に事業名称と事業の実施者と記入者を書いてもらって、その2ページからそれを省いたほうにする。

久塚座長 だから、1ページ目がこんなふうに見えるからなので。

事務局 表紙をつける。

久塚座長 表紙に番号と住所を書いてもらって、それで事業概要というのをなくして、そこに余白みたいなのをつくって書き込んでもらおうと形はでき上がると、でしょう？

伊藤委員 それじゃ意味ないのだよ。

関口委員 まあ、面倒くさいか。

宇都木委員 提案制度をやって、ある意味じゃ間もないし、まだこれが十分に練れていなくて区役所の中で意識改革ができていないから、それぞれにもものによって相当違うのだよね、実施団体にとってもそうだし、事業課にとっても違うから。それはそれでやっぱりお互いがこの協働事業って何をやる、どういうことなのかねということを確認しながら、できるだけそういうところから、基本的なところからやっぱりみんなで点検し合うというのは大事なことだと思うのだよね。事業の目的はいいとしても、事業の概要なんていうのは本当にこれでよかったのかどうかということは、こういうところを書きながらみんな討論して、それでこっちのところに反映できるようにしないといけないので、だから事業課とニュアンスが違うじゃない、書いてくるやつが、みんな。

関口委員 まあまあ、はい。

宇都木委員 だから、ここはできるだけそっちも教育的なところも。

関口委員 教育的なものがあるというのもある程度わかるのですが、だからその事業目的ぐらいいねと思ったのですが。

宇都木委員 いや、目的なんかはいいよ、それは変わらないのだから、だけど、あの概要だとかというのは変わってくる可能性があるんで、そこはやっぱり想定される事業目的の成果なんていうのは。

久塚座長 まあ、しかし。申請の段階で勝手に言ってきて、採用された段階に事業として名前がつくわけですよ、ナンバーとか。それがその事業名になりますよね。

事務局 はい。

久塚座長 次の事業の実施者もこれは不動ですよ。

事務局 はい。

久塚座長 事業の目的というのは、これはもう100人が見たら100人違うものなの？実態がそうじゃなくて、行政から見たときにこの事業の目的というのは、見る人が違ったらどうにでも見えるような代物でいいのですかということなの。

事務局 その事業を実施している目的ですものね。

久塚座長 これはやっぱりちゃんとしていないと。

地域調整課長 目的はやっぱりちゃんと確定しておかないとまずいですね。

久塚座長 そうしたら、やっぱりこれは1個にしなきゃいけない、できるだけ1個にね。

地域調整課長 ただ、要は関口委員がおっしゃっているのは、客観的な事実と評価する部分を分けてくださいと、そういうことを言っているのでしょう。

関口委員 まあ、そういう面もありますけど、そうでも早目にやっというほうがいいんじゃないですか。時期の問題も含めて。

地域調整課長 それではこれはちょっと整理させていただきます、かんかんがくがくやっいても結論出ないから。

久塚座長 はい。だから、そうです。議論が上にグッとかぶさって、もともとのところとどう使うのかから始まって。

まあ、もともとの理念の違いも反映しているので。皆さんが言うのはそれぞれ正しいのですが、それを全部盛り込むと大変なことになるので、では、そばに仕様書を持ってやってという話になるから、そうじゃないだろうと。

この自己点検シートというのはやっぱり使い方に意味があるのでわざわざつくったわけですから、その趣旨を忘れないようにということと言うと、NPOも行政の側もこの事業を振り返ってどうだったのかというその点数化だけじゃなくて、それが表のところに反映するようなことまで考えたのが今ここで空中分解というか、なっているので、もう1回整理してみましよう。

事務局 はい。

久塚座長 はい、では、時期に間に合うかどうか、急いでやりますけれども、来年度の

いずれかの段階で、ここまでこういうふうに考えてみたというのがいずれ出てくると思いますが、そのときまた議論をお願いします。

事務局 もう一つ、座長、いいですか。竹内委員のほうからこのご提案いただいたときに、この相互検証シートと自己点検シートのほうに今後の課題改善方法と、あと事業展開に関する項目というのを設けたらどうかというようなことがありました。それも確かにそうかなとは思ったのですが、実際に自己点検する時期というのがまだ8月の時期です。4月から事業が始まって8月の段階ですと、まだ事業自体が実施されていない場合もありますので、今後の改善方法等を書くのはかなり難しいだろうということもございまして、その欄は設けておりません、今回の案では。

竹内委員 これは、私が入れたのは、要するにそういうのを初めから考えていなきゃいけませんねという意見がかなりこの中であったものですから、要するに将来展開と方向性はやっぱり初めの段階で何か認識していく必要があるんじゃないかということと、評価項目の中にそういう内容が入っていますから、ということはそこが評価できなくなっちゃうので入れたほうがいいんじゃないですかという。

事務局 評価のヒアリングの時期ですと、時期がずれて10月になってきますので、大体事業を次年度どうしていくかというのが決まってくる時期なので、ヒアリングのときには答えられる範囲で皆さん答えていると思うのですが、この自己点検をする8月の段階ですと次年度の方向性も決まっていないので難しいなというのがあります。

竹内委員 この点検表をもって評価するはずですよ。

事務局 ただ、そのヒアリングでその補足を聞いていただいていますよね、ヒアリングを行うことで。

竹内委員 ああ、では、ここに入れないでヒアリングで聞いて評価しましょうということですね。

事務局 はい、そうです。

竹内委員 ああ、わかりました。それはそれでもいいと思います。

久塚座長 よろしいですか。

伊藤委員 だから、宇都木さんとか私たちが言うのは、単年度でやっているけど、単年度の形状じゃないのだよという意味ね。

事務局 はい。

伊藤委員 それは長期で目標が10年だとか5年だとかあるだろうけど、その完成型を

見られるような1年にしておいてくださいよと言っているわけだからね。

事務局 はい。

伊藤委員 だから、それはプレゼンだろうが何かのときに見せてもらうとか。

事務局 はい。

伊藤委員 このときにはそのとおりいっているの、いっていないのという話になるわけ。

竹内委員 そうすると何か入れておいたほうが良いような気もするのですが。

伊藤委員 そうしてさっき言ったように時期の点で。

事務局 自己点検の段階では多分評価できないと思うのです。

的場委員 この前評価したときも何か自由意見欄にまだ事業が始まっていないからというのがありましたよね。でも、それはヒアリングでこっちが補足して聞けばいいから、特に問題ないと。

久塚座長 だから、よっぽど事務局まで私たちが意識していないと取りこぼすということになっちゃうのです。

竹内委員 ああ、そうです。

久塚座長 頭の中に入れておかないと、前はできなかったけど今回動き出したのですよねという、時々ありますものね、秋から何かね。

竹内委員 あともう一ついいですか、質問で。4ページの項目の並び順を変えていただいたのですが、22、21になっていますよね、クエスチョンの。そこはいいのですが、その下の18というのは23にくっつく項目じゃないかと私は思っているのですが。

要するに成果の達成とか成果の項目で、19と20は同じなのですけども、18と23はできれば並べてほしいなというふうに思ったのです、順番的に見て。

18と23というのは多分期待した効果とか成果に値する項目で、19、20は充実感、達成感、信頼関係みたいなのところになっていると思うのです。

伊藤委員 18と23って似ているようで似ていないのよね、これね。

23というのはただ成果が上がっていますよ、その高さ、低さは問うていないのよね。18は事業の目的が達成されているようになっていますかという話なのだ。だけど、今、竹内さんが言ったようにそういう事業のプロセスがどうなっているかという段階では一緒に項目だと思うよね。一緒につながっていたほうが読みやすいような気がするじゃない。

竹内委員 何ていうか、評価するときに評価項目となるべく対照できるようにしたいと思ったのですね。

宇都木委員 これはどういう順につくったのがいいかな、どっちかが下にならなければどっちか消してみようと言うのだな、途中で。

久塚座長 これ、18のほうに来たのは事業の目的みたいなのを設定して、実現していくという流れで、その目的のところであまりいいかから始まってこうやったような、何かそういうようなイメージがあったのです、18の番号を振られているのは。事業の目的が達成できましたかというような。特に意味はこれ、それほど考えて印象に残っていないのですが、だから竹内さんがおっしゃったようにその成果というようなことであれば23とペア、23のほうは単独じゃなくて協働でやったことによる成果というふうになっているわけですね。いずれにしても現段階で協働で取り組んだときの効果というのはどういうふうにとのことですから。

伊藤委員 くっついているほうが見やすいよね、これはね。離れていると、また同じようなのが出てくるようにも、成果だとか今ごろ言っているから。

久塚座長 いや、両方で、もちろん一般的にそうなのですが、18と23ってそこにくっつけられるとまた同じ、これ、どこが違うのみたいなところに気を遣わせてしまうので、これもちょっと。

竹内委員 違うのであれば、何か違うことを。

久塚座長 どうにかしないといけないので。ちょっと順番は後ろに持っていくんですけど、ここでもう一度何の項目をどう聞くというのを、やはり皆さん方お忙しくて申しわけないけど、もう一度流れと質問の意味を、自己点検の意味を考えてちょっと整理してみましよう、いずれかに。

竹内委員 初めて評価の作業をしたときに、クエスチョンと評価との項目が非常にやりにくいというか。

久塚座長 いや、要は質問された側の立場に立ってちょっともう一度。多分これはランダムじゃないのですよ。あのときにつくったときにいろんな思いがあって、議論した結果こうなっているのですよ。そのときのことをよく覚えていない。

宇都木委員 どっちか途中で足したかもしれないね。

久塚座長 うん、だからこれね、やっぱり理屈があるのですよ。非常に微妙なものが残っているというのは。

宇都木委員 よく覚えていない、事業目的達成なんていうのは。

久塚座長 ちょっと整理させてください、竹内委員。よろしいですか、ほかには。

的場委員 個人的な意見としては、全部の項目に本当は評価の理由欄を設けてほしいなと思ったのですが、我慢します。

伊藤委員 4ばかりついてきた評価があって、例えば5があって、3がずっとあってという5の理由が書ける。

的場委員 ええ。

伊藤委員 低いところ、何で低いのかと言うけど。

久塚座長 だから、こちら側でチェックをかけていくときに少し時間を長くするとか何かあれば、途中の段階でお話ができたり。それも全部の項目に設けるのは難しいのであれば、下の箱をもう少しとってやるかどうか考えてみたらどうですか。

ほかにありませんか。では、その他に移れますか。

事務局 その他は次回の会議の開催についてです。次回は今年度最後の会議になりまして、3月17日木曜日午後2時から4時で予定しております。会場がこの本庁舎ではなく、隣の第一分庁舎の7階の研修室Bになります。

久塚座長 そういうことになりました。では、これで終わります。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —